

平成28年3月

障害者支援施設 リアン文京
施設入所支援利用者募集について

社会福祉法人武蔵野会

〒193-0931

東京都八王子市台町 1-19-3

電話 (042)623-8509

FAX (042)623-8539

HP <http://www.musashinokai.jp>

1. 募集条件

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日現在 原則として、区内に居住する 18 歳以上の身体障害者及び知的障害者（区外の施設・グループホームに入所中の方で、施設入所時の居住地が文京区の場合を含みます）
- (2) 障害支援区分
支援区分 4 以上、もしくは 50 歳以上の方で支援区分 3 以上

2. 募集人員 女性 3 名

3. 募集資料の配布

- (1) 配布期間 平成 28 年 4 月 1 日（金）～15 日（金）
午前 9 時～午後 5 時 土曜・日曜・祝日を除く
- (2) 配布場所 ○リアン文京 電話 03-5940-2822
文京区小日向 2 丁目 16 番 15 号 文京総合福祉センター内

※また、社会福祉法人武蔵野会のホームページでは、募集資料等をダウンロードすることができます。

社会福祉法人武蔵野会ホームページ <http://www.musashinokai.jp>

4. お申し込み方法

- (1) お申し込み方法 リアン文京窓口にある障害者支援施設 利用申込書
または武蔵野会のホームページから障害者支援施設 利用申込書(PDF) をダウンロードして、社会福祉法人武蔵野会リアン文京宛に郵送でお申し込み下さい。
- (2) お申し込み先 社会福祉法人武蔵野会 リアン文京
(お問い合わせ) 〒112-0006 東京都文京区小日向 2 丁目 16 番 15 号
電話 03-5940-2822 / FAX 03-5940-2823
ホームページ <http://www.musashinokai.jp>
- (3) 募集受付期間 平成 28 年 4 月 5 日（火）～15 日（金）

5. 選考方法

- (1) 利用申込書の記載内容をもとに入所基準を参照に入所候補者を選定
- (2) 一次入所判定後 訪問調査等による二次選考を行います
- (3) 武蔵野会の施設入所判定会議で入所者を決定します

6. 入所決定 入所選考結果の通知 平成 28 年 5 月中旬頃 ※入所選考の結果は申込者全員に書面にて通知します

7. 提供するサービスについて

(1) サービス内容

■ 施設種別 障害者支援施設

障害者総合支援法の第5条(12)で定められ、「障害者につき、施設入所支援を行うと共に、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う」とされる福祉施設です。具体的には、「夜間から早朝」のケアを行う「施設入所支援」事業と共に、昼間は、「日中活動系サービス」を行います。

■ 施設入所支援

施設に入所する障害者につき、夜間において入浴、排せつ、及び食事などの介護、生活等に関する日常生活上の支援を行います。

■ 提供する主な「日中活動系サービス」

「日中活動系サービス」（昼間実施の福祉サービス）には、「生活介護」、「自立訓練（生活訓練）」「自立訓練（機能訓練）」、「就労継続支援B型」があります。これらのサービスを選択して日中活動を行います。

尚、「日中活動系サービス」は当事業所以外のサービスを受けることも可能ですが、他事業所への通所送迎については実施できません。他事業所をご利用になる場合は、入所決定がされた後に、利用事業所を含めて相談させていただきます。

(2) 場所 東京都文京区小日向2丁目16番15号 文京総合福祉センター内リアン文京

(3) 建物設備の概要

構造：文京総合福祉センター 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階

■障害者支援施設

1階…活動室（生活介護）、喫茶コーナー、売店（就労継続支援B型）、厨房施設

2階…個室（12-16㎡程度）生活ユニット×2（1ユニット10名程度）

 デイルーム、浴室、医務室、機械浴室、活動室（生活介護）

3階…個室（12-13㎡程度）、生活ユニット×2（1ユニット10名程度）デイルーム、

 浴室、ショートステイ室 個室（12-13㎡程度）1ユニット8名

※ショートステイ2名は生活ユニットに配備

8. 基本的な利用者負担の費用（別紙参照）

①サービス利用料

個人の所得に応じて算定します。

…収入が障害基礎年金のみの場合、負担額はありません。

②実費負担（上限53,500円 見込み）

食費：約50,000円（朝400円、※昼584円、夕550円）

 ※昼食費は日中活動系サービスの場所によって異なります。

光熱水費：8,000円

その他 医療費や衣類・私物等の個人にかかる費用は実費になります。

9. 職員配置

施設入所支援では、同性介護、1 ユニット体制を前提に、概ね利用者に対する職員配置は2:1を確保したいと考えています。夜間は1ユニット1名の職員配置を考えています。施設入所支援並びに日中活動系サービスについても障害者総合支援法の配置基準どおりです。

10. 生活単位

1ユニット10名程度の4ユニット制（別にショートステイ 1ユニット8名程度）施設内イベントや歳時行事等については全体で行う場合もありますが、夜間ケアは基本的に生活単位です。

尚、日中活動系サービスの活動単位とは原則的に別々の編成になります

11. 支援の内容

(1) 施設入所支援

個別支援計画を作成し、利用者の特性や希望・関心に応じた個別的支援を行います。別紙の事業所説明会の資料をご参照ください。支援区分4以上の方もしくは50歳以上で支援区分3以上の方が入所要件になります。

- ・ 食事の提供、健康管理、入浴、余暇活動、日常生活に関する相談や個々に必要な支援
- ・ 知的障害者及び身体障害者等を対象として、居住施設において夜間や休日の生活支援
- ・ 日中活動として、日中活動系サービスの内、生活介護事業や就労継続支援 B 型事業、自立訓練事業等があります。
- ・ 日中活動系サービスは他の事業所のサービスを利用することもできます。
- ・ 文京総合福祉センター内で武蔵野会が実施する他の福祉サービスと連携して一体的な支援を行います。
- ・ 入所者の地域生活への移行に積極的に取り組む地域生活支援型入所施設としてグループホーム等へ移行後も緊急時のバックアップ機能を担います。

(2) 主な日中活動系サービス

①生活介護

個別支援計画を作成し、利用者の特性や希望・関心に応じた個別的支援を行います。主に、昼の食事の提供、入浴、排せつ等の介護を行いながら、機能訓練、余暇活動、創作活動、生産活動、日常生活の支援を行います。支援区分3以上もしくは50歳以上で支援区分2以上の方が対象です

- ・ 定員 45 名
- ・ 1 グループ 10-15 名程度
- ・ 男女混合 同性介護
- ・ 通所送迎 あり

②就労継続支援 B 型

自立生活・社会生活が営めるように就労の機会を提供し、生産活動や創作活動、社会適応訓練等を行います。喫茶・売店・清掃・洗濯・受注作業等を行います

- ・定員 10 名
- ・通所送迎 なし

③自立訓練(知的・身体)

主に機能訓練室並びに専門療法室を活用して、入所施設や病院を退所した方の心身の機能回復を図るため、また、知的障害者で入所施設や病院を退所した方を対象に機能訓練並びに生活支援等による地域定着・地域移行の支援を行います。

- ・定員 15 名
- ・機能別編成のグループ 2 グループ（知的障害と身体障害者別）
- ・通所送迎 なし

12. 利用者の 1 日のスケジュール… 1 日の生活を例示

時 間	内 容
7 時頃	起床
7 時 3 0 分～8 時 3 0 分	食事 各ユニットで食事
9 時 3 0 分～1 1 時 4 5 分	日中活動(個別・グループプログラム) 休日は余暇活動
1 2 時～1 3 時 3 0 分	昼食・休憩
1 3 時 3 0 分～1 6 時	日中活動(個別・グループプログラム) 休日は余暇活動
1 6 時～	入浴 (夕食後に入るユニットもある)
1 8 時	夕食
1 9 時～	ユニットでの余暇活動
2 1 時頃	共有部分消灯

※ユニット毎に変更はあります。

障害福祉サービスを利用する際の利用者負担額について

障害者サービスを利用した人は、原則としてサービスの提供に要した費用の1割を負担することになります（定率負担）。また、施設入所支援や日中活動系サービスに伴う光熱水費等の実費や食費については、在宅で生活する人との公平を図るため、自己負担となります（実費負担）。

ただし、定率負担、実費負担ともに所得の少ない人の負担が大きくなるように、さまざまな軽減措置が設けられています。

定率負担に対する軽減策

利用者負担上限月額の設定

原則はサービスの提供に要した費用の1割負担ですが、生活保護受給世帯と区民税非課税世帯は無料、区民税課税世帯は月ごとの利用者負担に上限が設けられています。

区分	世帯の所得などの状況（※）		負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得1	区民税非課税世帯	サービスを利用する本人の年収が80万円以下	0円
低所得2		その他	0円
一般1	区民税課税世帯	区民税所得割が16万円未満（18歳未満は28万円） ※入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム・ケアホーム利用者を除く。	9,300円 （18歳未満は4,600円）
一般2		その他	37,200円

※世帯とは…

成人（在宅の場合：18歳以上、施設入所の場合：20歳以上）の利用者については、本人及び配偶者のみ、障害児（上記以外）の利用者については、原則として住民基本台帳の世帯。

実費負担に対する軽減策

施設における食費や光熱水費の実費（医療費、日用品費も）及び通所サービス等における食費が自己負担となります。これにより自宅で暮らしていても費用負担が公平になるようにします。ただし、収入に応じて減免があります。

食費等実費負担減免（補足給付）

・20歳以上の施設入所者の場合

食費・光熱水費の実費負担は、53,500円を限度として武蔵野会で額を設定しますが、低所得者に対しては、費用の基準額を53,500円円として設定し、自己負担相当額と食費・光熱水費の実費負担をしても、手元に25,000円が残るように補足給付がされます。就労等により得た収入は、24,000円までは収入として認定しません。

・通所施設の場合

通所施設では、低所得、一般1（グループホーム・ケアホーム利用者（所得割16万円未満）を含む）の場合、食材料費のみの負担となります。実際にかかる額の3分の1程度の負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。